

令和3年度予算における経済・財政一体改革の重点課題
～ 社会資本整備、地方行財政～

2020年12月4日

竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

社会資本整備

1. 基本的考え方

社会資本整備は、デジタル化・脱炭素化、広域化と民間活用の拡大、によるポストコロナ時代の成長力強化、インフラ老朽化対策、防災・減災、国土強靱化対策の重点化、脱炭素化社会や二地域居住など新たなニーズに対応した住宅政策、による安心・安全の確保、国民生活の向上を重点課題とし、インセンティブを利かせて整備を推進すべき。これら重点課題を、社会資本整備重点計画等の関連計画にしっかりと位置付け、適切なKPIを設定して強力に推進すべき。

2. 重点課題

(1) 社会資本整備におけるデジタル化・脱炭素化の推進

- 1 デジタル技術を活用した事業、CO₂排出削減効果の高い脱炭素化技術等を採用する事業を優先支援する仕組みを構築すべき。
- 1 インフラデータの多方面での活用が、社会活性化の大きなカギ。国・都道府県・市町村のインフラデータの標準化・一体的類型化・可視化をできるだけ早期に実現し、データを民間が積極的に活用できるよう徹底¹して、新たな交通サービスやスマートシティ形成を推進すべき。
- 1 CPTPP や RCEP 等の枠組みを活用して、社会資本のデジタル化・脱炭素化に係る国際標準・規格の確立を主導し、ソフト面も含めたシステムとしてのインフラ輸出を戦略的に推進すべき。そのためにも、国内での優れたインフラシステムの構築が必要。

(2) 公共サービスの広域化・民間活用

- 1 2022年度までに全都道府県で策定することになっている上下水道広域化プランについて、総務省は、関係省と連携して策定状況を把握するとともに、取り組む自治体への公企業会計に係るノウハウ支援を着実にを行うべき。また、住民理解を進めるためにも、市町村間で比較可能な形での資産・経営状況、メンテナンスコストと利用料金の関係などをプランに盛り込むよう促すべき²。国交省、厚労省等の関係省は、上下

¹ データの標準化の推進や、連携データのセキュリティ及び正確性・最新性に対する責任の所在等に係るルール整備を通じた国土交通データプラットフォーム等のデータ基盤と自治体の維持管理データ等の連携加速と民間開放、リアルタイムデータの充実。

² 水道については、大阪府、兵庫県、香川県、佐賀県が従前より都道府県水道ビジョン等として検討・策定していたものを水道広域化推進プランとして公表しているほか、各都道府県において協議会等を設置し、プランの検討に着手している。下水

水道インフラの整備等に係る補助金の交付に当たって、策定された同プランに基づく事業を優先的に採択すべき。以上について、広域化に取り組む自治体数や給水・処理人口等の KPI を掲げて取組を推進すべき。

- 1 全自治体の中で PPP/PFI の導入実績のある自治体は 18% に過ぎない³。現在の金額目標に加え、自治体への普及率の目標を掲げ、それが着実に実行されるよう以下の取組を加速すべき。
 - － 補助金交付における PPP/PFI 導入の優先検討を要件とする補助金の対象拡充⁴ や、上下水道等の重点分野における PPP/PFI 導入事業の優先採択
 - － アドバイザリー費用等の初期財政負担に対する補助の対象事業分野の拡大
 - － 複数の自治体間の連携による導入検討など、政令市・中核市以外の都市においても幅広く活用可能な優先的検討規程の導入
 - － 利益を生みにくい道路等のインフラも含め、地域インフラを面的に維持管理する包括的民間委託の導入を、目標の設定とガイドライン策定を通じて、推進すべき

(3) インフラ老朽化対策の推進

- 1 インフラ老朽化に対する修繕実施率をみると市町村の対応に遅れ。個別施設計画において修繕時期と費用、今後の維持管理費縮減の取組等が明確化された事業を優先的に補助対象とし、国が対策の遅れている地域の取組を促すべき。
- 1 予防保全を推進するため、将来にわたって維持すべき社会資本ストックの選択と集中を図り、機能低下の未然防止に取り組む事業を優先支援する仕組みを構築すべき。

(4) 防災・減災、国土強靱化

- 1 今回の経済対策・補正予算の活用を含めた今後の計画においては、財政健全化計画との整合性を確保するとともに、予防防災の重視、個人・企業の災害リスク回避行動の促進⁵や広域防災の推進等のソフト施策の拡充に重点を置くべき。

(5) 脱炭素化社会や二地域居住など新たなニーズに対応した住宅政策

- 1 普及に遅れの見られるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)について、2030 年に新築住宅全体で達成すべき目標⁶を前倒すとともに、既存住宅の改修等を含めた 2050 年の目標を新たに設定し、CO₂ 排出削減効果の高い技術を優先的に導入するための支援策を抜本的に強化すべき。
- 1 二地域居住の推進に当たっては、空き家の利活用が大きな手段となる。市町村による情報やデータの民間活用がしやすい形での開示や一覧性の確保、空き家市場やリバースモーゲージ型住宅金融市場の拡大、空き家を利活用する場合のリフォーム・リノベーション支援の拡充等を推進すべき。

道については、国土交通省の都道府県構想策定マニュアル検討委員会の下に設置された広域化・共同化検討分科会において、先行的に計画策定に取り組む地域の事例(現在8県)をモデル計画として整理し、横展開を行う予定。

³ PFI 法に基づく事業で、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているものの数に基づく。

⁴ 現在、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水施設、中央・地方卸売市場、下水道施設、都市公園の整備に係る補助金・交付金と地域居住機能再生推進事業を活用した公営住宅の整備等が対象となっている。

⁵ 立地適正化計画や財政・金融上の支援を活用した、災害危険エリアからの住宅・企業の移転誘導など。

⁶ 新築住宅全体で年間の1次エネルギー消費量をネット・ゼロにするとの目標。第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)等。

地方行財政

1. 基本的考え方

令和3年度予算では、新型感染症拡大が明らかにした脆弱性、即ち、国・地方を通じたデジタル・ガバメントや地方行政サービスの広域連携等の遅れ、について徹底して強化する必要がある。また、地方税収等の減少が見込まれる中、一般財源の総額について2018年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、地方財政への影響をしっかりとサポートすべき。

同時に、地方財政面における新型感染症に伴う一時的な影響と構造的な課題を分けて対応すべき。新型感染症に伴う歳出歳入面における対応においては、「15か月予算」等を活用して危機に果敢・弾力的に対応できるようにするとともに、感染症対応のための地方創生臨時交付金等については、その用途や成果を、自治体別に迅速に把握・見える化する必要がある。また、感染収束の目途がついた後は、リーマンショック時の経験⁷を踏まえ、危機対応後の道筋や方向性を明確にし、その実現に向けて努力すべき。

2. 重点課題

(1) デジタル時代の地方財政の仕組み

自治体の業務17分野について業務プロセス・情報システム標準化に向けた取組を着実に実現すべき。17分野に含まれないいわゆる内部管理分野においても、業務の効率化やデータ連携、PDCA向上の観点から、デジタル化を工程化して進めるべき。特に、地方財政に関する予算(地方財政計画)から各自治体の支出・決算に至るまでの関係を、計画的かつ分かりやすくデータ連結し、PDCAの向上につなげるべき。こうした観点から、総務省が策定する「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」の実行とともに、以下の事項を工程化して進めるべき。

- 1 地方自治体のデジタル化の全国的な標準システムへの早期移行が実現できるよう、多年度にわたる国主導の財政支援の仕組みを構築すべき。
- 1 地方財政計画における歳出と決算の乖離⁸について、構造的な要因を分析し、得られる知見を計画に反映していくべき。この観点からも、計画に対する決算の状況を迅速に捕捉できるよう、決算データの自治体間の標準化を通じて、計画と決算の連結を図るべき。
- 1 財政効果を見る上でも、多くの自治体での財務情報の取りまとめに時間⁹がかかっているのは問題。機動的かつ効果のある政策立案に支障が生じる。この点でも決算情報について、早期の把握および財務情報との一体的把握を推進すべき。自治体の内部管理分野での標準化・デジタル化の取組と合わせて工程化すべき。

⁷ 平成21年度以降の地方財政計画において、
・歳出面では「歳出特別枠」として平成29年度まで合計9.5兆円を地方財政計画に加算(平成30年度に廃止)。加えて、平成26年度からは地域元気創造事業費やまちひと創生事業費等で平成29年度までに合計3.4兆円措置。
・歳入面では「別枠加算」として平成27年度まで合計6.7兆円を加算(平成28年度に廃止)。

⁸ 平成29年度までの10年間で歳出決算額は計画額から毎年度約1兆円下振れ

⁹ 総務省「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書」によれば、決算年度の翌年度末までに財務書類が完成しない自治体は2割にのぼる

- 1 引き続き、地方単独事業(ソフト)の県・市町村の状況について、重複の実態を含め、より正確かつ迅速に把握すべき。
- 1 地方公営企業も早期にデジタル化が実現されるよう、その工程を明記すべき。

(2)多様な広域連携の実現

隣接していない自治体間でも、デジタル化を活用した連携によって行政サービスの質の向上を図ることが可能になる。また、そうした動きは二地域居住の動きを拡大させる契機にもなり得る。これまでの隣接地域での連携に加え、こうした多様な広域連携についても、連携中枢都市圏や定住自立圏の制度と同程度の財政措置を講ずる等により、その動きを加速すべき。